

セット共済

家計にムリをかけない
「保障重視の制度」です。

団体生命共済

団体定期生命共済・個人賠償責任共済

特徴

◆ **団体での加入のため掛金がお手頃です。**

団体でまとまって加入し、万一に備え、お互いに助け合う生命共済です。
営利を目的とする制度ではありませんので、手頃な掛金で運営されています。

◆ **退職後も満80歳まで継続加入できます。**

年齢により3つのグループに分かれ、それぞれに応じた掛金となっております。

◆ **1年更新なので、ライフステージに合わせて毎年保障の見直しができます。**

◆ **毎年の決算で剰余が生じたら、割り戻し金として契約者にお戻しします。**

◆ **組合員と一緒に、ご家族（配偶者・子ども）もご加入いただけます。※ご家族だけの加入はできません。**

◆ **『個人賠償責任共済』が付帯できます。**

住まいる共済やこくみん共済に付帯できる個人賠償責任共済と同じ保障です。保障内容について詳しくは、P.13をご覧ください。掛金は、月払い200円です。

【保障の重複について（ご注意ください）】
主たる被共済者とその家族で、個人賠償責任共済にご契約されている場合、保障が重複することがあります。その場合、支払限度額は、それぞれを合算した額になります（重ねて共済金をお支払いすることはありません）。保障の要否について、ご確認のうえ、ご契約ください。

■当会の個人賠償責任共済を追加できる共済：「住まいる共済」「団体生命共済」「こくみん共済」
※マイカー共済「自転車賠償責任補償特約」は、自転車事故による損害賠償責任のみが共済金お支払いの対象となります。

ご加入いただける方

■ **組合員とその配偶者、ならびに組合員と生計を一にする満24歳までの未婚の子どもで、加入申込日時点で健康な方。**

■ **新規加入は在職時のみです。退職後の新規加入はできません。**

■ **配偶者の新規加入は満59歳までです。**

■ **新たに加入される方と増口される方は、P.18『健康告知にかかわる質問事項について』への回答が必要となります。質問事項の結果、「1.（該当する）」の場合は、加入・増口はできません。**
※ 組合員本人の全員一律加入口数部分は、健康告知に関係なく加入・保障されます。
P.18『健康告知にかかわる質問事項について』に該当する方であっても、現在契約している口数までは継続加入ができます。

組合員全員一律加入の特長（組合員本人・在職者のみ）

■ **組合員本人は、健康告知に該当する場合も、組合員全員一律加入口数で、健康状態に関わりなく加入いただくことができます。**
共済金の削減支払いもありません。「たすけあい」ならではの制度です。

※満61歳以上の方は、新規加入できません。

※ 組合員全員一律加入とは…
たばこ産業に関連する企業に働く全ての方、若い組合員からベテランの組合員まで全員が加入することで、病気や持病を抱えている組合員でも加入でき保障される組合員同士の「たすけあい」の制度です。

保障の内容

こんなとき、共済金をお支払いします。

① 死亡・重度障がい（基本契約）
病気等による死亡・重度障がいの場合、共済金をお支払いします。
※労働者災害補償保険法1級、2級および3級の2・3・4

② 不慮の事故等による死亡・重度障がい（傷害特約）
不慮の事故（交通事故を含む）、感染症による死亡・重度障がいの場合、共済金をお支払いします。
※感染症とは当会が規約に定める感染症をいいます。
※労働者災害補償保険法1級、2級および3級の2・3・4

③ 不慮の事故等による障がい（傷害特約）
不慮の事故（交通事故を含む）、感染症による身体障がいの場合、共済金をお支払いします。
※労働者災害補償保険法3級の1・5～14級

④ 不慮の事故による事故入院（傷害特約）
不慮の事故（交通事故を含む）により、事故の日から180日以内に開始した入院をした場合、1日目から180日を限度として共済金をお支払いします。※

⑤ 病気等による入院（病気入院特約）
病気の治療を目的として入院した場合、1日目から180日を限度として共済金をお支払いします。※

⑥ 疾病障がい見舞金（病気入院特約）
はじめて下記のいずれかの障がい状態になった場合（満66歳未満）、病気入院特約共済金額（日額）の40倍の共済金をお支払いします。
ⓐ恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの
ⓑ心臓に人工弁を置換したもの
ⓒ腎臓の機能を全く永久に失い、かつ、人工透析療法または腎移植を受けたもの
ⓓ直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの
ⓔぼうこうを全摘出し、かつ、人口ぼうこうを造設したもの、または尿路変更術を受けたもの

⑦ ドナー支援金（病気入院特約）
被共済者が共済期間中に生体間における骨髄移植または臓器移植のドナーのための骨髄の採取または臓器の採取・摘出を直接の目的とした手術を受けた場合に、病気入院特約共済金額の10倍の金額をドナーに支援金としてお支払いします。
※日本国内の病院または診療所において受けた手術が対象となります。

※日帰り入院からお支払い
不慮の事故（交通事故を含む）・病気による入院は1日以上1日目からお支払いします。
入院とは、病気やけがの治療を目的として医師の管理下で、病院または診療所のベッドを使用して1日以上安静にすることをいいます。「日帰り入院」かどうか判断に迷う場合、領収証で「入院料」が算定されていれば「入院」として扱います。

- 不慮の事故（交通事故を含む）を直接の原因とする共済金については、①共済期間中に不慮の事故が発生していること、かつ、②共済期間中に死亡、重度障がい、障がい、入院などのお支払いする場合が発生していること、かつ③入院については、事故の日から180日以内に入院を開始していること、が条件となります。
- 障がい保障の障害等級は、労働者災害補償保険法で定める身体障がい等級に準じます。
- 「重度障がい」とは、労働者災害補償保険法に準じた規約に定める「身体障害等級別支払割合法」の第1級、第2級、および第3級の2、3、4の身体障がいの状態をいい、また、「身体障がい」とは同表に規定される身体障がいの状態をいいます。

（身体障害者福祉法に規定される身体障害者手帳の等級とは異なります。）

「個人賠償責任共済」を付帯できます。［月払掛金 200円］



- 団体生命共済に加入している場合に付帯できます。※単独では加入できません。
- 加入にあたっては、「他の個人賠償責任共済・保険」の加入有無の告知が必要です。
  ※告知に該当しても加入不可とは取り扱いません。

日本国内において、日常生活に起因する偶然の事故により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことで被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合、または、居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然の事故で被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合に保障します。

支払限度額 **3億円**

支払事由	対人臨時費用
死亡させたとき	10万円
10日以上の入院をさせたとき	2万円
事故の相手方にお見舞いの品を渡したとき	3,000円



※損害発生時点で組合員本人（主たる被共済者）とその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子は保障の対象となります。
※借家人（被共済者）が賃借している不動産について、貸主に対して生じた損害賠償責任は保障の対象となりません。
※貸家の所有・使用・管理に起因する貸主（被共済者）の法律上の賠償責任は保障の対象となりません。

※「個人賠償責任共済」は、こくみん共済「個人賠償プラス」ならびに住まいる共済に付帯できる「個人賠償責任共済」と同じ保障です。

掛金と保障内容(例) <基本契約40口・傷害特約20口・病気入院特約20口>

組合員本人加入例(在職者)	年齢	月払掛金	保障内容						
			死亡・重度障がい		障がい(重度障がいを除く)	入院(日額)		疾病障がい見舞金	ドナー支援金
			病気等	不慮の事故等交通事故	不慮の事故等交通事故	病気等	不慮の事故等交通事故	病気等	
	満15歳～満45歳	1,040円	400万円	600万円	180万円～8万円	2,000円	2,000円	8万円	2万円
	満46歳～満60歳	1,800円							

健康告知日

■ 健康告知日は、申込日(申込書記入日)となります。セット共済の申込書にある「申込日」欄に必ず記入をお願いいたします。発効日(翌年1月1日)までの間に健康状態が変化し、質問事項に該当する場合でも、申込日時点で質問事項に該当していなければ、ご加入いただけます。

※健康告知にかかわる質問事項は、P.18を参照ください。

最低加入口数

■ 在職者の方

組合員(60歳まで) 基本契約20口・傷害特約20口・病気入院特約20口
配偶者(60歳まで) 基本契約20口・傷害特約20口・病気入院特約20口
子ども(24歳まで) 基本契約10口・傷害特約10口・病気入院特約10口

■ 退職者の方

組合員(80歳まで) 基本契約10口・傷害特約10口・病気入院特約10口
配偶者(80歳まで) 基本契約10口・傷害特約10口・病気入院特約10口
子ども(24歳まで) 基本契約10口・傷害特約10口・病気入院特約10口

※基本契約・傷害特約・病気入院特約はセットで加入となります(単独の加入は不可)。

ご加入できる限度口数

※年齢は契約発効日時点の満年齢

〔基本契約〕

■ 組合員
満15歳～満59歳 300口
満60歳～満70歳 50口
満71歳～満80歳 30口

■ 配偶者
満15歳～満59歳 150口
満60歳～満70歳 50口
満71歳～満80歳 30口

■ 子ども (組合員と生計を一にする未婚の子ども)
満0歳～満3歳 30口
満4歳～満24歳 60口
※満25歳で年齢満了となります。

〔傷害特約〕

■ 加入限度 100口
※ただし、傷害特約の加入口数は、基本契約を超えて加入できません。
【例】基本契約40口加入の場合、傷害特約40口が加入限度

〔病気入院特約〕

■ 加入限度 20口
※ただし、病気入院特約の加入口数は、基本契約および傷害特約を超えて加入できません。
【例】基本契約10口・傷害特約10口加入の場合、病気入院特約10口が加入限度

基本契約・傷害特約・病気入院特約は10口単位の加入となります。
基本契約・傷害特約・病気入院特約はセットでの加入となり、単独での加入はできません。
※制度上の制約から契約更改時点(2025年1月1日)の年齢が満60歳、満71歳となる方は、ご継続の際に自動で限度口数に変更(減口)、満81歳となる方は、満了となります。

貯蓄は三角、保障は四角。

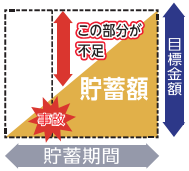
貯蓄と保障の大きな違いは、「もしものとき」にあります。「貯蓄」は何にでも使えるメリットがありますが、少しずつ積み立てていくので急に発生した大きな損失はカバーできません。

「保障(共済・保険)」は急に大きな損失が発生しても不足することなくカバーできます。

貯蓄

貯蓄のイメージは
右肩上がりの「三角形」

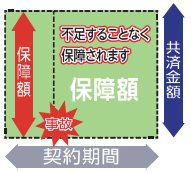
貯めた金額までしか
利用できない



保障

保障のイメージは
安定した「四角形」

契約期間内であれば
必要な保障額を準備できる



保障には「貯蓄を守る」という機能があります。
万一のときに共済(保険)金が支払われることで、貯蓄を取り崩さずに済むからです。

掛金単価表 (1口あたり)

■ 基本契約・傷害特約・病気入院特約 ※年齢は契約発効日時点の満年齢

年齢グループ掛金			満15歳～満45歳	満46歳～満60歳	満61歳～満80歳
基本契約	組合員 配偶者	月掛金	10円	29円	121円
		年掛金	120円	348円	1,452円
	子ども	月掛金	7円(満0歳～満24歳)		
		年掛金	84円(満0歳～満24歳)		
傷害特約	組合員 配偶者 子ども	月掛金	9円(10口～100口)		
		年掛金	108円(10口～100口)		
病気入院特約	組合員 配偶者	月掛金	23円(10口～20口)		
		年掛金	276円(10口～20口)		
	子ども	月掛金	8円(10口～20口)		
		年掛金	96円(10口～20口)		

掛金表・保障額

■ 組合員本人・配偶者(満61歳～満80歳)

満71歳～満80歳は基本契約・傷害特約の加入限度が30口になります。

※組合員本人・配偶者(満15～満60歳)および子ども(満0歳～満24歳)の掛金表・保障額はP.16をご覧ください。

加入口数			年齢	年齢	保障内容						
			満61歳～満70歳	満71歳～満80歳	死亡・重度障がい		障がい ※重度障がいを除く	入院(日額)		疾病障がい見舞金	ドナー支援金
基本契約	傷害特約 ※2	病気入院特約	月掛金	月掛金	病気等	不慮の事故等交通事故	不慮の事故等交通事故	病気等	不慮の事故等交通事故	病気等	
50口	20口～50口	20口 ※1	6,690円～6,960円	―	500万円	700万円～1,000万円	8万円～450万円	2,000円	2,000円～5,000円	8万円	2万円
40口	20口～40口		5,480円～5,660円	―	400万円	600万円～800万円	8万円～360万円		2,000円～4,000円		
30口	20口～30口		4,270円～4,360円	4,270円～4,360円	300万円	500万円～600万円	8万円～270万円		2,000円～3,000円		
20口	20口		3,060円	3,060円	200万円	400万円	8万円～180万円		2,000円		
10口	10口	10口	1,530円	1,530円	100万円	200万円	4万円～ 90万円	1,000円	1,000円	4万円	1万円

※1.病気入院特約は、20口が加入限度です。基本契約および傷害特約を上回っての加入はできません。
※2.傷害特約は、基本契約を上回らない範囲内で、最高50口までご加入いただけます(10口単位)。【例】基本契約30口の場合、傷害特約最高30口

掛金表・保障額

■ 組合員本人・配偶者（満15歳～満60歳）

組合員本人は基本契約最高300口、傷害特約最高100口・配偶者は基本契約最高150口、傷害特約最高100口までご加入いただけます。
満60歳は基本契約・傷害特約の加入限度が組合員本人・配偶者ともに50口となります。

加入口数			年齢	年齢	保障内容						
			満15歳～満45歳	満46歳～満60歳	死亡・重度障がい		障がい ※重度障がいを除く	入院（日額）		疾病障がい見舞金	ドナー支援金
基本契約 ※1	傷害特約 ※2	病気入院特約	月掛金	月掛金	病気等	不慮の事故等 交通事故	不慮の事故等 交通事故	病気等	不慮の事故等 交通事故	病気等	
300口	20口～100口	20口 ※3	3,640円～4,360円	9,340円～10,060円	3,000万円	3,200万円～4,000万円	8万円～900万円	2,000円	2,000円～10,000円	8万円	2万円
250口			3,140円～3,860円	7,890円～8,610円	2,500万円	2,700万円～3,500万円					
200口			2,640円～3,360円	6,440円～7,160円	2,000万円	2,200万円～3,000万円					
150口			2,140円～2,860円	4,990円～5,710円	1,500万円	1,700万円～2,500万円					
100口			1,640円～2,360円	3,540円～4,260円	1,000万円	1,200万円～2,000万円					
80口	20口～80口		1,440円～1,980円	2,960円～3,500円	800万円	1,000万円～1,600万円	8万円～720万円		2,000円～8,000円		
50口	20口～50口		1,140円～1,410円	2,090円～2,360円	500万円	700万円～1,000万円	8万円～450万円		2,000円～5,000円		
40口	20口～40口		1,040円～1,220円	1,800円～1,980円	400万円	600万円～ 800万円	8万円～360万円		2,000円～4,000円		
30口	20口～30口		940円～1,030円	1,510円～1,600円	300万円	500万円～ 600万円	8万円～270万円		2,000円～3,000円		
20口	20口		840円	1,220円	200万円	400万円	8万円～180万円		2,000円		

■ 子ども（満0歳～満24歳）

満0歳～満3歳は基本契約・傷害特約の加入限度が30口になります。

加入口数			年齢	年齢	保障内容						
			満0歳～満3歳	満4歳～満24歳	死亡・重度障がい		障がい ※重度障がいを除く	入院（日額）		疾病障がい見舞金	ドナー支援金
基本契約	傷害特約 ※2	病気入院特約	月掛金	月掛金	病気等	不慮の事故等 交通事故	不慮の事故等 交通事故	病気等	不慮の事故等 交通事故	病気等	
60口	20口～60口	20口 ※3	－	760円～1,120円	600万円	800万円～1,200万円	8万円～540万円	2,000円	2,000円～6,000円	8万円	2万円
50口	20口～50口		－	690円～ 960円	500万円	700万円～1,000万円	8万円～450万円		2,000円～5,000円		
40口	20口～40口		－	620円～ 800円	400万円	600万円～ 800万円	8万円～360万円		2,000円～4,000円		
30口	20口～30口		550円～640円	550円～ 640円	300万円	500万円～ 600万円	8万円～270万円		2,000円～3,000円		
20口	20口		480円	480円	200万円	400万円	8万円～180万円		2,000円		
10口	10口	10口	240円	240円	100万円	200万円	4万円～ 90万円	1,000円	1,000円	4万円	1万円

※1. 組合員本人・配偶者（満15歳～満59歳）の基本契約は、以下の加入口数でもご加入いただけます（10口単位）。
【組合員】60口・70口・80口・90口・110口・120口・130口・140口・160口・170口・180口・190口・210口・220口・230口・240口・260口・270口・280口・290口
【配偶者】60口・70口・90口・110口・120口・130口・140口

※2. 傷害特約は、基本契約を上回らない範囲内で、最高100口までご加入いただけます（10口単位）。【例】基本契約300口の場合、傷害特約最高100口

※3. 病気入院特約は、20口が加入限度です。基本契約および傷害特約を上回っての加入はできません。

こくみん共済と組み合わせると、手頃な掛金で充実した保障を確保できます。

① 新入組合員の方へのおすすめプラン

団体生命共済 40口 ＋ こくみん共済 終身医療保障タイプ（23歳男性の場合）

（基本契約：40口、傷害特約：20口、病気入院特約：20口にご加入の場合）



保障内容		保障額
入院したとき	病気等	（日額）7,000円
	交通事故・不慮の事故	
手術を受けたとき	（診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等）	5万円
先進医療を受けたとき		最高 1,000万円
死亡・重度障がい	病気等	400万円
	交通事故・不慮の事故	600万円

月々 **2,820円**

（内訳）
- 団体生命共済（40口・20口・20口）：1,040円
- こくみん共済 終身医療保障タイプ：1,780円

② ご夫婦へのおすすめプラン

本人：団体生命共済 100口 ＋ こくみん共済 医療保障タイプ2口

（基本契約：100口、傷害特約：100口、病気入院特約：20口にご加入の場合）



保障内容		保障額
入院したとき	病気等	（日額）12,000円
	交通事故・不慮の事故	（日額）20,000円
手術を受けたとき	（診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等）	6万円
先進医療を受けたとき		最高 1,000万円
死亡・重度障がい	病気等	1,050万円
	交通事故・不慮の事故	2,050万円

月々 ※満45歳までの方の場合 **4,660円**

（内訳）
- 団体生命共済（100口・100口・20口）：2,360円
- こくみん共済 医療保障タイプ2口：2,300円

配偶者：団体生命共済 50口 ＋ こくみん共済 医療保障タイプ2口

（基本契約：50口、傷害特約：50口、病気入院特約：20口にご加入の場合）



保障内容		保障額
入院したとき	病気等	（日額）12,000円
	交通事故・不慮の事故	（日額）15,000円
手術を受けたとき	（診療報酬点数1,400点以上が算定された手術等）	6万円
先進医療を受けたとき		最高 1,000万円
死亡・重度障がい	病気等	550万円
	交通事故・不慮の事故	1,050万円

月々 ※満45歳までの方の場合 **3,710円**

（内訳）
- 団体生命共済（50口・50口・20口）：1,410円
- こくみん共済 医療保障タイプ2口：2,300円

※いずれのプランも入院は1日目からお支払いたします。（最高180日）
※こちらに記載されている内容は、共済商品の概要を示したものです。組み合わせプランの支払要件等の詳細については、リーフレットの各共済の保障内容を必ずご確認ください。

団体生命共済　健康告知にかかわる質問事項について

新規でご加入または保障額を増額される方は、申込書記入日時点の健康状態について、下記の質問事項にもとづき、申込書の質問事項欄にご記入をお願いします。質問事項欄に事実と異なることをご記入された場合、共済契約を将来に向かって解除することがあります。この際、解除までに払い込まれた共済掛金は払い戻しません。また、すでに共済金を支払っていたときは共済金の返還を求めます。

■ 被共済者となる方が、質問事項のいずれにも該当しない場合は、質問事項欄に「2[該当しない]」を記入してください。
■ 被共済者となる方が、質問事項に該当する場合は、質問事項欄に「1[該当する]」または「9[該当しない(高血圧)]」を記入してください。
■ 質問事項の結果、「1[該当する]」の場合は、以下の制限があります。
＜ 組合員本人＞　全員一律加入口数(基本契約20口、傷害特約20口、病気入院特約20口)を超える新規加入または保障額の増額はできません。
＜配偶者・子ども＞　口数を問わず、新規加入または保障額の増額はできません。

【質問事項】(健康告知)

質問1

現在、病気*1やけがのため、入院・安静加療*2をしていますか。または、入院・安静加療*2・手術*3を要すると診断されていますか？

*1「病気」には、妊娠・分娩に伴う異常(帝王切開・子宮外妊娠・妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)・流産等)を含みます。
*2「安静加療」とは、医師の診断にもとづき、自宅などで静養している状態をいいます。なお、1週間程度で完治するかぜ・インフルエンザによる安静加療は含みません。
*3「手術」には、切開術のほか、手足の骨折による手術、抜釘術、内視鏡手術、レーザー手術、レーシック手術、帝王切開、人工中絶手術なども含みます。これらの手術には共済金の支払対象とならないものも含みます。また、入院を伴わない日帰り手術も含みます。ただし、抜歯は含みません。

はい → 質問事項の「①該当する」に○をしてください。

いいえ

質問2

過去1年以内に、病気*1やけが(手足の骨折を除きます。)のため、連続して14日以上の入院・安静加療をしたこと*4がありますか？
または、過去1年以内に手術*3を受けたことがありますか？
＊1と＊3は質問1を参照してください。
＊4「連続して14日以上の入院・安静加療をしたこと」には、入院日数と安静加療の期間が合計14日以上となる場合を含みます。例えば、自宅で2日間の安静加療後、10日間入院し、さらにその後自宅で2日間安静加療した場合等を含みます。

はい → 質問事項の「①該当する」に○をしてください。

いいえ

質問3

過去1年以内に、下記の疾病により、医師の治療*5を受けたこと、または、医師の治療*5を要すると診断されたことがありますか？
ただし、現在、その疾病が完治している*6場合は該当しません。
＊5「医師の治療」とは、投薬、医学的処置および食事療法などをいいます。
＊6「完治している」とは、医師から「病気が治癒した」、「治療の必要がない」と診断されている状態をいいます。
「下記の疾病」とは、次に掲げるものをいいます。

新生物	悪性新生物、上皮内新生物、良性新生物、がん、腫瘍、悪性リンパ腫、肉腫、子宮筋腫、白血病など。
糖尿病	
心疾患	心臓病、狭心症、心筋梗塞、心房細動、心不全、心筋炎、心肥大、弁膜症、高血圧症など。
脳血管疾患	脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓症など。
胃、腸の疾患	胃潰瘍、十二指腸潰瘍、腸閉塞、潰瘍性大腸炎、腹膜炎、クローン病など。
肝臓、膵臓の疾患	肝炎、肝硬変、肝機能障害、膵炎、脂肪肝など。
腎臓の疾患	腎炎、腎不全、腎硬化症、多発生のう胞腎、ネフローゼなど。

呼吸器の疾患	肺炎、肺結核、肺気腫、肺のう胞、慢性気管支炎、気管支拡張症など。
精神障がい	うつ病、アルコール依存症、統合失調症、認知症、双極性障害など。
神経の疾患	髄膜炎、脳性麻痺、パーキンソン病、筋ジストロフィー、アルツハイマー病、てんかん、多発生硬化症、睡眠時無呼吸症候群など。
血管および血液の疾患	動脈硬化症、動脈瘤、下肢静脈瘤、血栓症、貧血、紫斑病、血友病など。
眼の疾患	白内障、緑内障、網膜剥離、網膜色素変性など。
脊柱、骨、関節、全身性結合組織、免疫の疾患	サルコイドーシス、腰椎椎間板ヘルニア、強直性脊椎炎、後縦靱帯骨化症、骨髄炎、骨パジェット病、関節リウマチ、膠原病、ベーチェット病、免疫不全症候群など。

はい

質問3で該当する疾病が「高血圧症」のみの方

つぎのⅰ～ⅳのいずれかに該当しますか？
ⅰ) 申込日(告知日)時点の被共済者の年齢が30歳未満である。
ⅱ) 今までに高血圧症の治療を目的とする入院をしたことがある。
ⅲ) 高血圧症の原因となる疾病がある(「二次性高血圧症」と診断されている)。
ⅳ) 過去1年以内に、医師による診察または健康診断・人間ドック受けた際に測定した最新の血圧値が最大140mmHg以上または最小90mmHg以上である。

質問3で該当する疾病が「高血圧症」以外の方

はい → 質問事項の「①該当する」に○をしてください。

いいえ → 質問事項の「⑨該当しない(高血圧)」に○をしてください。

いいえ → 質問事項の「②該当しない」に○をしてください。